

マンスリー・レビュー

2025.2



三井住友銀行

企画
編集 日本総合研究所

CONTENTS

視点	ディープテック・スタートアップの促進に向けて 日本総合研究所 調査部 岩崎薫里 … 1
経済トピックス①	労働供給面からみた「103万円の壁」引き上げの効果 日本総合研究所 調査部 藤本一輝 … 2
経済トピックス②	関西経済は緩やかに回復 日本総合研究所 調査部 西浦瑞穂 … 4
社会トピックス	空き家問題を巡る最近の動き 日本総合研究所 調査部 立岡健二郎 … 6
KEY INDICATORS	…………… 8

本誌は、情報提供を目的に作成されたものであり、何らかの取引を誘引することを目的としたものではありません。本誌は、作成日時点で弊行および弊社が一般に信頼出来ると思われる資料に基づいて作成されたものですが、情報の正確性・完全性を弊行および弊社で保証する性格のものではありません。また、本誌の情報の内容は、経済情勢等の変化により変更されることがありますので、ご了承ください。

ご利用に際しましては、お客さまのご自身の判断にてお取り扱いくださいますようお願い致します。本誌の情報に基づき起因してご閲覧者様および第三者に損害が発生したとしても執筆者、執筆にあたっての取材先、弊行および弊社は一切責任を負わないものとします。

本誌の一部または全部を、電子的または機械的な手段を問わず、無断での複製または転送等することを禁じております。

ディープテック・スタートアップの促進に向けて

近年、ディープテック・スタートアップへの注目が高まっています。「ディープテック」とは、専門性の高い先進技術のことです。多くの場合、研究開発に長い時間と多額の費用を要し不確実性が高いものの、成功すると社会に大きなインパクトを及ぼすことができます。何がディープテックに該当するかは時代とともに変化します。登場した当初は「ディープテック」であっても、普及が進むにつれて「ディープ」が外れて単なる「テック（テクノロジー）」となるためです。現在のディープテックには量子コンピューティングなどの次世代コンピューティング、水素の安全・安価な貯蔵・運搬や核融合といった脱炭素関連、各種宇宙関連などの技術が当てはまります。

ディープテックを活用した事業に挑んでいる新興企業が、ディープテック・スタートアップです。ディープテックの事業化は既存企業も行っていますが、スタートアップが手掛けるメリットとして、業界の常識や過去の慣習にとらわれず、新しい発想で事業化に取り組むことができる点を指摘できます。

日本ではスタートアップの促進に官民挙げて取り組み、その成果も表れていますが、世界で活躍するスタートアップがいまだ不在である点に課題があります。これを挽回する格好の機会が、ディープテック分野でのスタートアップの輩出です。スタートアップ大国の米国も、この分野ではこれまでのスピード最優先の事業拡大モデルをうまく活用できないなど、日本に対する優位性はさほど大きくありません。

一方で日本には、①研究開発力が強い、②ものづくり、なかでもすり合わせ技術に秀でる、③企業の層が厚く、状況に応じて連携可能な潜在パートナーが豊富に存在する、といった強みを有します。それらに加えて、ディープテックを生み出す重要な主体である大学の研究者が、その研究成果を社会に役立てたいと事業化に乗り出す例が相次いでいます。従来は研究者が経営も担うケースが多かったため、苦戦を強いられがちでした。ところが最近になって、研究者とプロ経営者のマッチングの場が増えたことを背景に、両者がタッグを組んでスタートアップを立ち上げるケースが増え、成功確率を高めています。これまで日本は「技術で勝って事業で負ける」とやゆされていましたが、「技術で勝って事業でも勝つ」土壤ができあがりつつあるのです。

もともと、日本から世界で活躍するディープテック・スタートアップを輩出するには課題もあります。主なものとしては、①ディープテック・スタートアップ数の一層の増加、②大学やスタートアップの知的財産権の戦略的活用に向けた環境整備、③資金調達の円滑化、が挙げられます。これらに対処しつつ、前述の「企業の層の厚さ」を生かすために、既存企業とディープテック・スタートアップとの連携強化が重要になります。連携はこれまでも行われてきましたが、既存企業側の取り組み姿勢が必ずしも十分でないケースが多々みられました。両者が対等な関係のもとで同じ目標を目指して協業してこそ、事業の成長を加速させることができます。また、それによりディープテック・スタートアップがもつ本来の強みが引き出され、既存企業もオープンイノベーションの創出につなげることが期待できましょう。（岩崎）

■ 労働供給面からみた「103万円の壁」引き上げの効果

国民民主党は2024年10月末の衆院選で「103万円の壁」の引き上げを公約に掲げ、有権者から一定の支持を得ました。わが国では、人手不足が深刻化していることから、「103万円の壁」の引き上げは、減税を通じて手取りを増やすという観点に加えて、労働時間を増やすという観点からも注目されています。

以下では、「103万円の壁」がわが国の労働供給に及ぼす影響やその壁を引き上げた場合の効果を確認し、なお残る課題を検討します。

「年収の壁」による働き控え

わが国では、年収が一定水準を超えたところで税や社会保険料の負担が生じ、手取りが減少するケースがあります（図表1）。こうした「働き損」を避けるため、多くの非正規労働者は働き控えを余儀な

くされています。総務省「令和4年就業構造基本調査」によると、複数の壁が存在する年収50～149万円で就業調整しているパート・アルバイトは420万人に達しています。

就業調整している非正規労働者が調整していない労働者と同じ時間働いたと仮定して試算すると、「年収の壁」は非正規労働者120万人分に当たる働き控えを生んでいます。現下のわが国経済は人手不足の問題が深刻化しているという事情もあり、「年収の壁」による働き控えの解消を求める声が高まっています。

「103万円の壁」とは何か

では、「103万円の壁」は労働供給にどのような影響を及ぼしているのでしょうか。以下では、就業調整を実施する人が多いパート主婦と学生に分けて確認します。

まず、パート主婦については、制度上「103万円の壁」はなく、「働き損」は発生しません。パート主婦は年収103万円を超えると所得税を支払うこととなりますが、あくまで増加した年収の一部が所得税として差し引かれるだけで、年収103万円を超えないほうが、手取りが増えるということはありません。また、一部では、配偶者控除が消失することで夫の税負担が増加するとの誤解もありますが、1987年に配偶者特別控除が導入されて以降、年収が103万円を超えても世帯の手取りが減少しない制度設計になっています。

もっとも、年収103万円を働き控えの目安としているパート主婦は少なくありません。日本スーパーマーケット協会が2023年に行ったアンケート調査による

図表1 主な「年収の壁」

収入	対象者	内容	世帯手取りの逆転
100万円等 (地域による)	全員	住民税均等割を払い始める	小
100万円	全員	住民税所得割を払い始める	しない
103万円	全員	所得税を払い始める	しない
	学生など	扶養者の税負担が増加	大
	配偶者	配偶者控除が配偶者特別控除に切り替わる	負担は増えない
	一部配偶者	企業の配偶者手当の対象外に	大
約106万円	一部配偶者	被用者保険に加入し、社会保険料を支払う	大
130万円	一部配偶者・学生など	社会保険料を支払い、自身で社会保険に加入する	大
150万円	配偶者	配偶者特別控除が段階的に減少	小

（資料）厚生労働省、国税庁などを基に日本総合研究所作成

（注）勤務先の従業員規模が51人以上の場合は約106万円（所定内月収8.8万円×12カ月）、その他の場合は130万円が目安。

と、就業調整をしているパートタイム労働者の52.7%が「103万円以下」に年収を抑えようとしています。つまり、「制度としての壁」はないものの、「現象としての壁」は存在するという状況が生じています。この背景としては、①夫の企業が独自に支給する配偶者手当の多くが年収103万円を基準としている、②配偶者特別控除に対する理解が進んでいない、③わずかでも所得税が生じるという心理的なためらいがある、などが挙げられます。このうち、①企業の配偶者手当の見直しは今後の社会的な課題として残るものの、今般の制度変更や報道を通じてパート主婦の認識が変化し、②や③に起因する壁は解消に向かうと期待されます。

一方、学生については、制度上103万円に明確な壁が存在します。年収103万円を超えると、扶養控除が適用されなくなり、扶養者（学生の親など）の税負担が増加するためです。扶養親族の認定基準が103万円以上に引き上げられれば、働き控えは緩和するでしょう。

以上を勘案すると、「103万円の壁」の引き上げは、パート主婦の「現象としての壁」の解消や、学生の働き控えの解消に寄与すると見込まれます。

立ちはだかる「社会保険の壁」

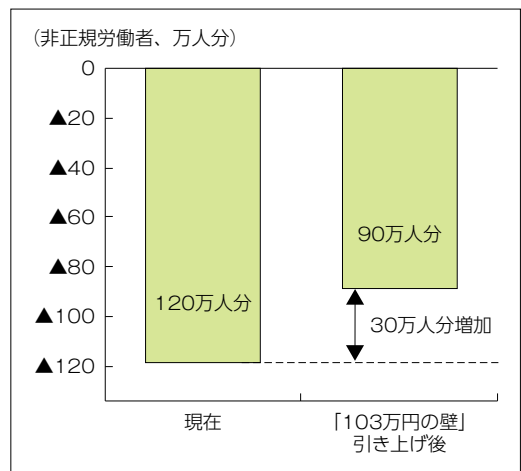
ただし、「103万円の壁」が大幅に引き上げられたとしても、働き控えをしている労働者が引き上げ後の年収ラインを目指して直ちに労働時間を増やすとは限りません。103万円のすぐ後ろには、社会保険制度に起因する「106万円の壁」と「130万円の壁」があるためです。年収が「社会保険の壁」を超えると、パート主婦や学生には社会保険料の負担が

生じ、「働き損」が生じます。「103万円の壁」が引き上げられても、103万円を超えないように就業調整をしていた労働者の多くは、手取りが大きく減少する「106万円の壁」や「130万円の壁」を意識して働き控えを続けると見込まれます。試算によると、「103万円の壁」が解消しても、労働供給の増加は非正規労働者30万人分にとどまることになります。これは、「年収の壁」による働き控えの4分の1を解消するに過ぎません（図表2）。

こうした状況を打開するためには、現在および予見される将来にふさわしい社会保険制度の在り方、および人々の就労をはじめとする様々な選択に中立的な制度設計について議論を深め、制度改革に踏み出していくことが求められます。

（藤本）

図表2 「年収の壁」が生む働き控えの規模



（資料）総務省、内閣府、日本スーパーマーケット協会などを基に日本総合研究所作成

（注）現在の「年収の壁」の下押し幅は、就業調整している労働者が調整していない労働者並みに労働時間を増やすと仮定。「103万円の壁」引き上げ後の試算は、103万円以下に就業調整をしている労働者のうち、66%が106万円まで、34%が130万円まで働くことと仮定。

■ 関西経済は緩やかに回復

関西経済は、設備投資の拡大や底堅い公共投資などの内需が支えとなり、緩やかに回復しています。弱含みで推移していた輸出も、足元で底入れの動きがみられます。もっとも、個人消費には物価上昇による下押し圧力が残っています。加えて、米トランプ大統領の通商政策や中国経済の動向次第で、輸出の回復が頓挫する懸念は消えません。以下では、需要項目の動きを点検し、関西経済の先行きを展望します。

堅調な内需が景気回復をけん引

まず、関西企業の収益環境を日本銀行大阪支店「短観」2024年12月調査で確認すると、2024年度の経常利益（全産業）は、引き続きコロナ禍前を上回る水準を維持していますが、前年度比▲13.7%と減益が見込まれています。もっとも、収益見通しが慎重化するなかでも、企業は設備投資に積極的な姿勢を維持しています。同短観での2024年度の設備投資計画は前年度比+10.8%と、プラス着地であった過去2年に遜色ない水準です（図表1）。先行きについても、人手不足の克服に向けたデジタル化・省力化ニーズが支えとなり、設備投資は堅調に推移する見込みです。

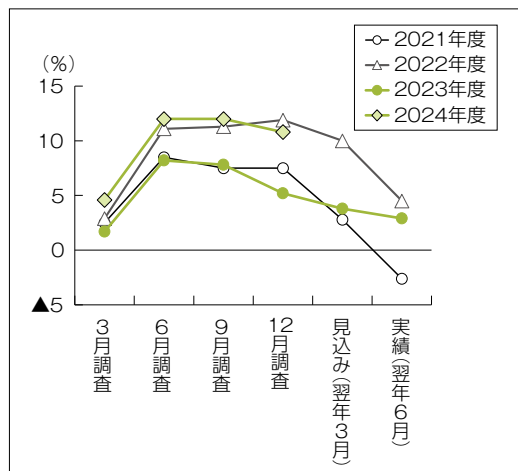
次に、個人消費についてみると、これまで財消費を中心に水準を切り下げているものの、足元で下げ止まりつつあります。雇用・所得環境を確認すると、企業の人手不足感が強まるもとで賃金への押し上げ圧力は高まっています。2021年

以降、関西の1人当たり賃金はおおむね前年を上回って推移しており、2024年には伸びの一段の拡大がみられるようになりました。先行きは、景気回復を受けた所定外労働の増加なども相まって、1人当たり賃金は高めの伸びが続く見通しです。さらに、原材料高の一服を背景に物価高は緩和に向かうと予想されるため、実質賃金は前年比プラス圏の動きが定着すると予想されます。このような雇用・所得環境の改善に伴い、先行き、個人消費は緩やかに回復すると見込まれます。

輸出・生産は米中対立が重しに

関西の輸出は、海外経済の減速を背景に弱含みで推移していましたが、アジアNIEs向けは2023年以降下げ止まっています。また、ASEAN向けは2024年に入

図表1 関西企業の設備投資計画修正状況（全産業・全規模、前年度比）



(資料) 日本銀行大阪支店「短観」を基に日本総合研究所作成
(注) 設備投資額は、ソフトウェア・研究開発を含み土地投資額を除く。

って増加に転じており、全体として底入れの動きがみられます。背景には、アジア新興国経済の持ち直しと、IT関連需要の拡大が指摘できます。先行き、循環的な財需要の回復を受けて、輸出は増加基調に転じる見通しです。外需の持ち直しを受け、鉱工業生産も緩やかに回復していく見込みです。世界的なIT需要が循環的な回復局面にあることから、電子部品・デバイスの生産が増勢を強めるとみられることに加え、海外主要国の金融緩和を受けた設備投資需要の拡大が、機械類等を中心とした輸出の増加を通じて生産の押し上げに寄与すると見込まれます。

ただし、中国向け輸出は依然として弱含みが続いています。先行きも、中国経済の動向が関西経済にとって大きな懸念材料となります。米国のトランプ政権が進める関税の引き上げをはじめとした中国に対する厳しい通商政策を受け、中国経済が一段と減速する可能性が高まっています。このもとで、中国との結びつきの強い関西の輸出は下押し圧力を相対的に強く受けると見込まれます。一方、対中関税の大幅な引き上げは代替生産が発生するアジア新興国の成長を押し上げる可能性があります。関西の企業は、米中対立が長引くなかで、サプライチェーンの構築や市場開拓先において、中国を除くアジア新興国のウェートを高めてきました。関西企業の海外現地法人数の推移をみると、中国の重要性は依然として大きいものの、中国以外のアジア新興国のウェートの高まりがみられます（図表

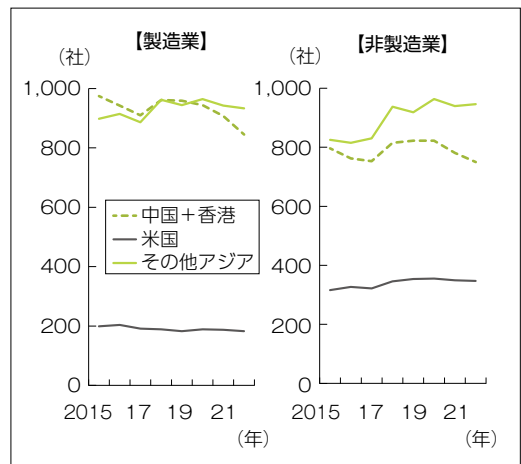
2）。こうした点を踏まえると、中国発の下押し圧力に対して、関西経済は相応のレジリエンスを持つとみられます。

2025年度の関西経済の展望

以上を踏まえると、先行きの関西経済は内需をけん引役とした緩やかな回復が続く見通しです。中国経済の減速が輸出や生産の重しとなるものの、所得環境の改善に伴う個人消費の持ち直しと、デジタル化・省力化などの根強い投資需要に支えられた設備投資の拡大、という構図は大きく変わらないと見込まれます。加えて、2025年春に開幕する大阪・関西万博による観光需要の盛り上がりも、景気を下支えすることが期待されます。

結果として、関西の実質経済成長率は、2025年度、2026年度ともに、+1.0%程度となる見通しです。（西浦）

図表2 関西企業の海外現地法人数



（資料）内閣府、経済産業省「地域経済分析システム（RESAS）」を基に日本総合研究所作成

空家問題を巡る最近の動き

わが国では、空家が増え続けており、直近の統計でもその数が過去最高を更新しました。こうした状況を踏まえ、国や地方自治体も近年空家対策を強化しています。以下では、空家問題の現状を確認したうえで、行政の最近の対応を概観します。

空家は都市圏でも無視できない問題

住宅・土地統計調査（2023年）によると、全国の空家数は900万戸に達しました（図表1）。30年前に比べ約2倍の水準で、直近5年間で51万戸も増えています。総住宅に占める割合（空家率）をみても、13.8%まで上昇しています。

この空家の中には、賃貸・売却用、別荘等も含まれていますが、全体を大きく押し上げているのは、そのいずれにも

該当しない「その他空家」です。これは主に人口減少や高齢化に起因する空家であり、30年前から2.5倍の386万戸に膨らみ、その割合も5.9%に及んでいます。

その他空家の割合について都道府県別にみると、地方圏で総じて高い傾向がみられ、高い順に鹿児島（13.6%）、高知（12.9%）、徳島（12.2%）となっています。他方、東京（2.6%）、神奈川（3.2%）、埼玉（3.8%）など都市圏では低めの割合です。もっとも、空家の数で見ると、大阪（22.7万戸）、東京（21.5万戸）などで多く、空家が必ずしも地方圏だけの問題ではないことが分かります。

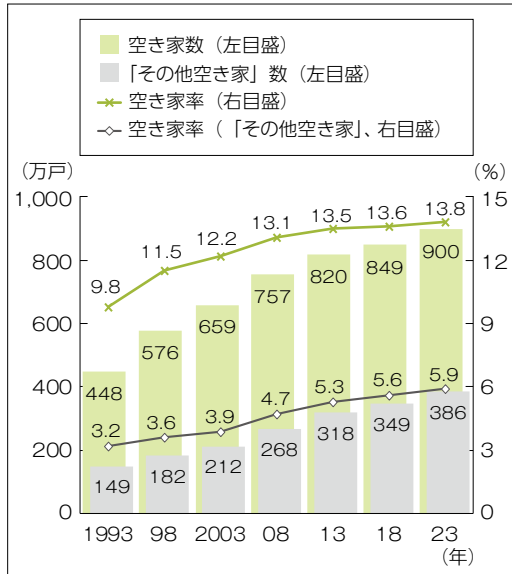
空家は、長期間放置されて状態が悪化すると、周辺の住民・地域に負の影響が及ぶ恐れがあります。景観・衛生、治安・防災上のリスクが高まるほか、屋根・外壁等の落下の恐れもあります。ひいては、周辺地域の地価が下がる、活気が失われるといった事態にもつながりかねません。

国や自治体は対策を拡充

今後も人口減少等に伴い空家の増加が見込まれるなか、政府は2030年時点の空家数を400万戸程度に抑えるという目標を定め、対応を強化しています。その代表ともいえるのが、2023年のいわゆる空家法（正式名「空家等対策の推進に関する特別措置法」）の改正です。

2014年に制定された同法は、空家の適切な管理に努めることを所有者の責務と定めたうえで、倒壊の危険性が高いなど周囲に著しい悪影響を及ぼす空家（特定空家）に対しては、最終手段としての強制解体を含め、市区町村による介入を認めるものでした（図表2）。

図表1 空家数・空家率の推移



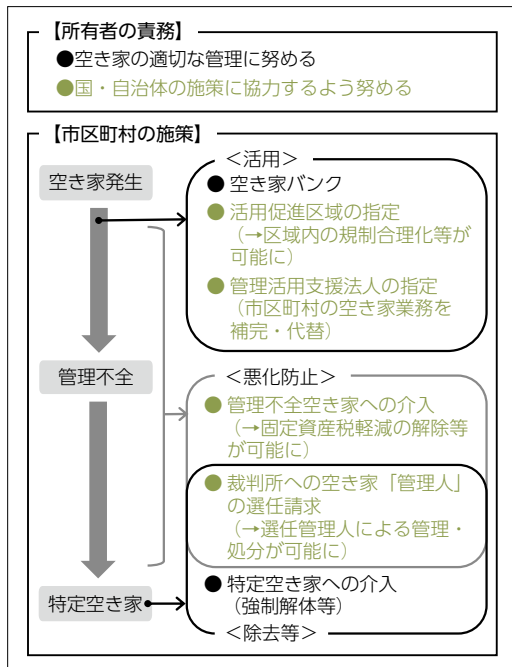
（資料）総務省「住宅・土地統計調査」を基に日本総合研究所作成

（注）その他空家は、賃貸・売却用、別荘等以外のもの。

2023年の改正では、まず、所有者の責務として、国・自治体の施策への協力に努めることが追加されました。次に、市区町村には、特定空き家化を未然に防げるよう、その前段階の空き家（管理不全空き家）にアプローチすることを可能にし、さらに空き家活用という面でも新たな施策が講じられました。

具体的には、空き家の活用促進区域を定め、区域内で規制の緩和等を認める制度や、民間団体（NPO、企業等）を空き家等管理活用支援法人に指定し、そうした法人が市区町村の業務を代替・補完しつつ空き家事業に取り組めるようにする仕組みです。

図表2 空き家法改正（2023年）の主な内容



（資料）国土交通省ホームページ掲載資料などを基に日本総合研究所作成

（注）色文字は2023年改正で新設・追加された措置。黒字は従来の取り組み。

こうした国の対策に加え、自治体でも新たな動きがみられます。例えば、京都市では2029年度から全国で初めて「空き家税」（非居住住宅利活用促進税）が導入される予定です。空き家が住宅の供給制約となり、地域コミュニティの活力低下を招いているという認識のもと、税収を空き家の活用支援に重点的に充てることで、子育て世帯の居住促進や空き家の発生抑制などを狙っています。

なお空き家税は、諸外国では必ずしも珍しいものではなく、米国、英国、フランス、カナダなどでも採用されています。

不動産を有効活用する意識が重要

このように、最近の空き家対策は、特定空き家のみならず、より幅広い空き家を対象とし、その目的も住宅の供給制約の緩和や地域の活性化といったものまで包含するようになってきました。さらに、自治体のみならず、民間団体など地域における多様な主体がより積極的に関与できるものになってきています。

わが国の法制度では、諸外国に比べ、不動産所有者の私的権利が強い傾向があり、それが空き家問題の一因ともされてきました。一連の空き家対策については、不動産の公的性格を重視するような方向性へと法制度の見直しが図られているとみることもできます。

人口減少が続き、地方創生も求められているなか、空き家対策は今後とも重要な政策課題になるでしょう。対策の実効性向上に向けて、専門人材の育成などを図るとともに、企業や個人も、それぞれの立場で不動産の有効活用について考えていくことが求められているといえます。（立岡）

KEY INDICATORS

(2025年1月15日現在)

● 日本 ●

(%)

	2023年度	2024年		2024年			
		7～9	10～12	9月	10月	11月	12月
鉱工業生産指数	(▲1.9)	〈▲0.3〉 (▲1.4)		〈1.6〉 (▲2.6)	〈2.8〉 (1.4)	〈▲2.3〉 (▲2.8)	
鉱工業出荷指数	(▲1.6)	〈▲1.3〉 (▲2.8)		〈2.4〉 (▲4.2)	〈2.6〉 (0.4)	〈▲2.7〉 (▲3.8)	
鉱工業在庫指数 (末)	(▲1.0)	〈▲0.3〉 (▲1.3)		〈0.1〉 (▲1.3)	〈0.0〉 (▲1.3)	〈▲0.9〉 (▲2.1)	
生産者製品在庫率指数	(6.2)	〈0.5〉 (1.7)		〈▲3.8〉 (3.0)	〈▲0.9〉 (▲0.4)	〈3.2〉 (2.7)	
稼働率指数 (2020年=100)	105	100.9		101.9	104.6		
第3次産業活動指数	(1.4)	〈0.5〉 (1.0)		〈▲0.1〉 (0.3)	〈0.3〉 (1.7)		
機械受注 (船舶・電力を除く民需)	(▲4.6)	〈▲1.3〉 (▲0.4)		〈▲0.7〉 (▲4.8)	〈2.1〉 (5.6)		
建設工事受注 (民間) 公共工事請負金額	(7.7) (5.3)	(11.4) (2.2)	(1.2)	(▲23.6) (▲1.9)	(43.3) (3.2)	(▲8.8) (4.6)	(▲5.7)
新設住宅着工戸数 (年率、万戸)	80.0 (▲7.0)	78.3 (▲2.0)		80.0 (▲0.6)	77.9 (▲2.9)	77.5 (▲1.8)	
百貨店売上高 全国	(7.9)	(3.7)		(2.3)	(▲0.7)	(3.4)	
東京	(9.7)	(4.8)		(▲0.6)	(▲1.1)	(2.7)	
チェーンストア売上高	(3.7)	(1.2)		(1.0)	(▲1.3)	(3.5)	
完全失業率	2.6	2.5		2.4	2.5	2.5	
有効求人倍率	1.29	1.24		1.24	1.25	1.25	
現金給与総額 (5人以上)	(1.2)	(2.9)		(2.5)	(2.2)	(3.0)	
所定外労働時間 (//)	(▲0.9)	(▲2.7)		(▲3.0)	(▲2.8)	(▲2.8)	
常用雇用 (//)	(1.9)	(1.1)		(1.0)	(1.0)	(1.0)	
M2 (平残)	(2.5)	(1.3)	(1.2)	(1.2)	(1.2)	(1.2)	(1.3)
広義流動性 (平残)	(2.5)	(3.3)	(3.5)	(3.2)	(3.3)	(3.5)	(3.7)
経常収支 (兆円)	26.64	8.89		1.60	2.46	3.35	
前年差	17.53	0.60		▲1.35	▲0.37	1.18	
貿易収支 (兆円)	▲3.74	▲1.27		▲0.38	▲0.16	0.10	
前年差	14.05	▲1.00		▲0.76	0.33	0.78	
消費者物価指数 (除く生鮮食品)	(2.8)	(2.6)		(2.4)	(2.3)	(2.7)	

(%)

	2023年度	2023年		2024年			
		7～9	10～12	1～3	4～6	7～9	10～12
業況判断DI 大企業・製造		9	12	11	13	13	14
非製造		27	30	34	33	34	33
中小企業・製造		▲5	1	▲1	▲1	0	1
非製造		12	14	13	12	14	16
売上高 (法人企業統計)	(3.5)	(5.0)	(4.2)	(2.3)	(3.5)	(2.6)	
経常利益	(12.1)	(20.1)	(13.0)	(15.1)	(13.2)	(▲3.3)	
実質GDP (2015年連鎖価格)	(0.7)	〈▲1.1〉 (1.3)	〈0.1〉 (0.9)	〈▲0.6〉 (▲0.9)	〈0.7〉 (▲1.0)	〈0.3〉 (0.5)	
名目GDP	(4.9)	〈▲0.0〉 (6.6)	〈0.7〉 (4.8)	〈▲0.3〉 (2.5)	〈1.8〉 (2.1)	〈0.5〉 (2.9)	

注：〈 〉内は季節調整済み前期比、()内は前年(同期(月))比。

● 米 国 ●

	2024年	2024年			2024年		
		4～6	7～9	10～12	10月	11月	12月
鉱工業生産		<0.6> (0.0)	<▲0.1> (▲0.4)		<▲0.4> (▲0.5)	<▲0.1> (▲0.9)	
設備稼働率		78.0	77.6		77.0	76.8	
小売売上高		<0.5> (2.4)	<1.3> (2.3)		<0.5> (2.9)	<0.7> (3.8)	
失業率 (除く軍人、%)	4.0	4.0	4.2	4.1	4.1	4.2	4.1
非農業就業者数 (千人) (前期差、前月差)	2,519	576	432	466	43	212	256
消費者物価指数		<0.7> (2.9)	<0.3> (2.6)	<0.8> (2.7)	<0.2> (2.6)	<0.3> (2.7)	<0.4> (2.9)

	2023年	2023年			2024年		
		4～6	7～9	10～12	1～3	4～6	7～9
実質GDP (連鎖ウェイト方式)	(2.9)	{2.5} (2.8)	{4.4} (3.2)	{3.2} (3.2)	{1.6} (2.9)	{3.0} (3.0)	{3.1} (2.7)
経常収支 (億ドル、年率) 名目GDP比	▲9,054 ▲3.3	▲9,304 ▲3.4	▲8,826 ▲3.2	▲8,871 ▲3.1	▲9,639 ▲3.4	▲11,001 ▲3.8	▲12,438 ▲4.2

注：{ } 内は季節調整済み前期比年率、< > 内は季節調整済み前期比、
() 内は季節調整済み前年比。ただし、消費者物価指数および暦年の前年比は原数値。

● アジア ●

実質GDP成長率 (前年比、前年同期比、%)

	韓国	台湾	香港	シンガポール	タイ	マレーシア	インドネシア	フィリピン	中国
2023年	1.4	1.3	3.3	1.1	2.0	3.6	5.0	5.5	5.2
2024年				4.0					
2023年7～9月	1.4	2.1	4.1	1.0	1.4	3.1	4.9	6.0	4.9
10～12月	2.1	4.8	4.3	2.2	1.7	2.9	5.0	5.5	5.2
2024年1～3月	3.3	6.6	2.8	3.1	1.6	4.2	5.1	5.8	5.3
4～6月	2.3	5.1	3.2	3.2	2.2	5.9	5.0	6.4	4.7
7～9月	1.5	4.2	1.8	5.4	3.0	5.3	4.9	5.2	4.6
10～12月				4.3					

貿易収支 (100万米ドル)

	韓国	台湾	香港	シンガポール	タイ	マレーシア	インドネシア	フィリピン	中国
2023年	▲10,346	80,788	▲59,336	52,959	▲3,435	47,298	36,899	▲52,592	822,102
2024年	51,592	80,625					31,046		989,512
2023年10月	1,549	5,771	▲3,291	4,515	▲423	2,732	3,472	▲4,241	55,862
11月	3,563	9,778	▲3,576	4,572	▲1,935	2,583	2,409	▲4,769	69,065
12月	4,450	11,153	▲7,665	5,422	1,221	2,537	3,284	▲4,178	74,727
2024年1月	253	2,386	466	6,327	▲2,914	2,171	1,999	▲4,388	83,679
2月	3,888	7,899	▲5,325	4,510	▲359	2,359	833	▲3,662	40,833
3月	4,103	8,662	▲5,754	4,230	▲861	2,698	4,577	▲3,442	57,401
4月	1,336	6,445	▲1,302	2,106	▲1,678	1,625	2,719	▲4,729	71,320
5月	4,872	6,023	▲1,555	3,026	857	2,111	2,926	▲4,707	81,608
6月	8,257	4,705	▲7,137	2,318	418	3,031	2,395	▲4,323	98,736
7月	3,610	4,859	▲2,797	4,643	▲1,373	1,369	501	▲4,876	85,056
8月	3,591	11,488	▲4,250	4,488	265	1,250	2,775	▲4,375	91,209
9月	6,432	7,111	▲6,829	3,946	394	3,000	3,231	▲5,087	81,673
10月	3,174	7,032	▲3,990	3,606	▲794	2,762	2,483	▲5,803	95,715
11月	5,584	7,941	▲5,576	4,905	▲224	3,448	4,367	▲4,767	97,443
12月	6,492	6,075					2,241		104,838



マンスリー・レビュー 2025年2月号

発行日 2025年2月1日
発行 株式会社 三井住友銀行
企画・編集 株式会社 日本総合研究所 調査部
E-mail 100790-inquiry@mljri.co.jp